

川崎市現場環境改善費（熱中症対策）の積み上げ計上に関する試行要領

（目的）

第1条 この要領（以下「本要領」という。）は、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、港湾局及び上下水道局が発注する工事（以下「工事」という。）において、施設や設備により、熱中症対策（以下「対策」という。）を適切に実施し、建設現場の労働環境改善を図ることを目的としたものである。

（適用）

第2条 労働安全衛生法第22条第2号に基づき、原則、全ての工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

2 原則として5月1日から10月31日までの期間（以下「適用期間」という。）に限定して適用する。ただし、適用期間外で対策が必要な場合※は、当該月も対象とする。（※ WBGT が28度以上又は気温が31度以上）

3 発注者は、現場環境改善費として、対策に要する費用を積み上げ計上できる工事の対象である旨を特記仕様書にて明示するものとする。

（実施方法）

第3条 受注者は、対策に要する費用の積み上げ計上を希望する場合は、契約後速やかに、当該工事における対策に必要な施設・設備の種類（【別表】参照）、規模、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合せ簿を発注者に提出の上、協議しなければならない。

2 発注者は、前項を受け、対策の妥当性を確認し、積み上げ計上の対象とする対策について、前項の工事打合せ簿により、受注者に回答しなければならない。

3 受注者は、前第1項を受け発注者から回答された施設や設備の種類及び規模、設置期間等を記載した施工計画書を監督員に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

4 受注者は、現場作業が終了した時点において、施工計画書に基づき、当該工事において実施した対策の施設、設備の種類、規模及び設置期間を記載した工事打合せ簿及び実施状況を撮影した写真並びに対策に要した費用の明細を記載した契約書等を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

（費用の計上）

第4条 現場環境改善費（対策）の積み上げ計上は、変更契約において行うものとする。

2 現場環境改善費の率分を計上していない工事にも単独で計上することができる。

3 積み上げ計上する費用については、建設現場における対策のための施設や設備に要するリース価格もしくは減価償却費相当額とし、積み上げ計上する。

なお、作業員個人に対する費用については、別途現場管理費率の補正により計上する。

4 基本的な積算の考え方は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 発注者は、現場の施設や設備に対する対策に関する費用について、率での計上ではなく、第3条第4項により、対策の妥当性を確認すると共に提出された契約書等の資料に基づき算出された適正な対策費を現場環境改善費として積み上げ計上するものとする。
- (2) 現場環境改善費としての積み上げ計上は、契約変更額の率分で算出される現場環境改善費の額の50%を上限とする。
- (3) 対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設や設備の設置期間（原則、月単位）分のリース費用（積算価格^{※1}）を積み上げ計上する。なお、最低保証期間未満の場合は、最低保証の金額を積み上げ計上する。

※1：積算価格＝月当たりリース価格^{※2} × 設置月数

※2：実際のリースにかかる明細書を契約書等で確認

- (4) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費相当額（積算価格^{※3}）を積み上げ計上する。

※3：積算価格＝購入価格^{※4} × 設置月数 / (耐用年数^{※5} × 12)

※4：実際の購入にかかる明細書を契約書等で確認

※5：耐用年数については、下記の国税庁ホームページの耐用年数表を参考に設定すること。

<https://www.keisan.nta.go.jp/r7yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkas/hokyakuhi/index.html>

例) 移動式エアコン：6年

製氷機：4年

- (5) 積み上げ計上にあたっては、現場管理費に計上される「作業員個人の費用」と重複がないことを確認する。なお、「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等が該当する。また、「作業員個人の費用」は、積み上げ計上の対象外とする。
- (6) 効果が期待できない内容、当該工事との直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで設置しない場合など）については、積み上げ計上の対象外とする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

【別表】施設・設備の種類の例示（リース品、購入品共通）

※6）第4条第4項第（4）号で使用する耐用年数であるが、参考に留め、積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を必ず確認し、積算時点の耐用年数を使用すること。

※7）本表に記載されていない施設・設備については、発注者と別途協議をすること。

熱中症対策に必要な施設・設備の種類 ※7)	耐用年数（年）※6)	国税庁耐用年数表上の品目	
		構造・用途	細目
・大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
・ミスト扇風機	8	電気機器	その他のもの
・スポットクーラー	8	電気機器	その他のもの
・ドライミスト発生装置	8	電気機器	その他のもの
・ミストファン	8	電気機器	その他のもの
・ウォータークーラー	8	電気機器	その他のもの
・電気冷蔵庫	6	電気機器	電気冷蔵庫
・製氷機	4	電気機器	氷冷蔵庫
・給水機	8	電気機器	その他のもの
・スポーツドリンク類の自動販売機（無料自販機含む）	8	電気機器	その他のもの
・テント付きの屋外休憩所	8	日よけ設備	その他のもの
・遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
・日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
・簡易テント	8	日よけ設備	その他のもの
・移動式エアコン	6	電気機器	冷房用機器
・休憩車の配置	6	一般用のもの	その他のもの
・作業場近くにクールダウンスペース（冷却休憩施設）	8	日よけ設備	その他のもの